0 0 市場流動性低下や国債価格下落に配慮を 日本の国債管理政策に影響与える可能性 スクテ イク制限する規制強化が明確に

百合

日本総合研究所副理事長

与えたことを契機として、金 機が世界経済に深刻な影響を 限規制の様々な改革が、国際 フラザーズ破綻に伴う金融危 2008年の米リーマン・

的なレベルでも国レベルでも る③ソプリンリスク(国債保を引き続き期待 関本の計測は比較可能性を重 資本の計測は比較可能性を重 で、規制対象の自己 有にかかる信用リスク) の規 ループに合った内部モデルで

大型証券会社を一般事業会社 システムの中で重要な金融機 ことなども検討されている。 制上の取り扱いを見直す 融機関を救済する弊害である の公的資金を活用して大手金 め金融市場が大きく混乱した と同じ手法で破綻処理したた である。この背景には、 破綻処理の枠組み整備の動き 関(G―SIFI)に対する (大きすぎてつぶせない)」 第2は、グローバルな金融 9

用され、自己物定での証券売

などが禁止される。 質やヘッジファンドへの出資

本稿では、国際金融規制強

米国ではいわゆる「ボルカー

段と進行、具体化している。

ルト

ル」が7月21日から適

導入される方向にある。 職構造の規制強化が国ごとに 入れて貸し出す商業銀行モデ本来の決済業務や預金を受け クに批判が築まった。銀行は米の銀行の過度なリスクテイ 制の強化である。 1980年 分持ち、総損失吸収力(TL きる劣後性債券など負債を干 ループに対して、自己資本の ある。そこで該当する銀行グ 預金者を保護するには、株主 強まり、銀行の業務範囲や組ルに回帰すべきだとの議論が きたが、リーマン危機後、 範囲規制は徐々に緩和されて AC)を高めるよう求める。 **元実だけでなく損失を吸収で** 代ごろから各国で銀行の業務 第3は、銀行の薬務範囲規

機関の経営を健全に保ち、悪にれら個々の規制は、金融に影響を与えかねない。

発行を増加させ、債券市場の

損失吸収力拡大の要請は銀行 下落させる可能性もある。 されると、長期国債の価格を

グループによる劣後性の社價

能性がある。金利リスクやソ

ブリンリスクへの対応が強化

リスクの業務を分離するルー ツやフランスでは銀行から高 導入される方向である。 ルールと同様の趣旨の規制が 欧州でも米国のボルカー

したうえで、今後規制強化が化の様々な動きを整理、評価

第

進むと金融機関行動を通じて

見込みである。破綻処理時に 帰の動きが一部にみられる。 80年代以降の規制緩和の流れ囲で適用が襲務付けられる。 り、ボルカー・ルールに関し 独自に方向性を打ち出してお ている。後者は、欧米各国が 外級にも域外適用しようとし ではさらにそれを厳格化し、 制が決定されるが、米国など も参加する協議で国際的な規 になっている。前者は、日本 のも制限する規制強化が明確 ならず、リスクテイクそのも どのバーゼル規制の強化のみ 合に備える自己資本上櫃みな 革新が進む下では各銀行の自 を重視するアプローチへの回 ク管理インセンティブ(誘因) を修正する動きといえる。 ては邦銀を含む外銀も一定範 よりも、銀行間の比較可能性 第2に、個々の銀行のリス 監督当局は従来、

主的なリスク管理手法を認め 督当局は自主的リスク管理の すると考えていた。現在も監 ることが、実効的な監督に資

## 整合性に

## 成長制約回避に配慮 懸念

必要

かったという反省に立ち、自資本比率規制が十分機能しなる。世界金融危機の際に自己るバーゼル規制)の強化であ 銀行勘定の金利リスクに関するバーゼル 制度が整えられてきた。 は追加的な規制が導入される さらに大手銀行グル

己資本比率規制など(いわゆは、銀行グループに対する自

国際的な規制強化の第1

監 師を明確化する案 資本 賦課を求める案 銀行の自己 管理と監督 上の検証という枠組み は維持。監督対応を明 確化、通明化 リスク 画の計測を定式 最低自己資本比率 の分母に金利リスクを

流動性規制の導入などにより己資本の質と量の引き上げ、

両論併記 996

に決定し、

各国銀行グループ

である。新たな枠組みは10年 健全性を高めようという動き

信用リスク+市場リスク +オペレーショナルリスク (+金利リスク)

の対応が本格化している。

銀行監 偏奏 具会の市中協 調素

さらに最近では、①金利水

る損失である銀行勘定の金利 準が変動した場合に発生しつ

后自却 資本比率

導入する

リスクに対しても、

営にも大きな影響を与える規動きには、日本の金融機関経 制の潮流変化が読み取れる。 第1に、銀行グループを中

いう動きが本格化している。 明性や安定性を確保しようと も含めて、金融市場全体の透 規制強化、 ティブ(金融派生商品)取引を求めるといった店頭デリバ されない取引に対しては担保 や清算の集中、また清算集中 クの高い業務の組織を分ける 口金融)業務とその他のリス出し、決済などのリテール(小 ドーバンキング(影の銀行) グループ以外のいわゆるシャ 強化などの動きもある。銀行 ルールが導入予定である。 う動きが本格化している。 第4に、取引の透明性向上 そして英国では預金貨 証券化商品の規制 000

ャドーパンクを拡大させる可銀行以外の資金仲介であるシ融市場の流動性を低下させ、 に様々な影響をもたらすと予 の行動変化は今後の金融市場 ボルカー

くの金融機関は健全化に向け相次で規制強化を受け、多 規制体系となってきている。 は金融危機前後で変化し、 起きている。規制全体の哲学 な手法を重視する揺り戻しが の高い、厳格化された標準的の適用については比較可能性 E) などの動きもみられる。 ネラル・エレクトリック(G 融業にとってはコストの高い の大半の売却を決定した米ゼ 確実性上昇もあって、 金融菜 規制順守のための金融機関 **£** 

济学)。専門は金融論 修士課程修了、京大博士 おきな・ゆり 慶大士 京大博士

対応していく必要がある。

記事内容によ · サー 等を推奨するもの

許諾番号

30042636 日本経済新聞社が

ています。

団体や商品

記事利用を許諾し

日本経済新聞社

ではありません。

特定の企業

制コスト増加や経営環境の不下対応してきている。しかし、 重要性を認めているが、

を及ぼしかねない。わが国は金融システムに予期せぬ影響 性の低下が予想される中で、 有する金融機関は、金利水準しており、長期国債を多く保 国内総生産の2倍もの国債を の必要以上の強化は、日銀の 対応が当然に求められる。の変動に伴う金利リスクへの 幅に低下(価格は大幅に上昇) **億大量購入で国債利回りは大** 影響であろう。日銀による国 規制強化が国債市場に与える リスク規制(図参照)など、 市中協議案が公表された金利 える可能性があり、 理政策や経済全体に影響を与 発行しているだけに、国債管 それでも、金利リスク規制 ーゼル銀行監督委員会から

日本が留意すべきは、最近 000 666

日本経済新聞 朝刊 掲載日 2015年7月7日

日本の金融市場、

経済にどの

11年には、世界の金融当局に一一という反省がある。

でつくる金融安定理事会(F

SB) が、G-

FIも破

あるかについて考えたい ような影響を及ぼす可能性が

を合き

:) すけをすち出し、日本を綻処理できる環境整備が必要SB) カー(

含む各国で実効的な破綻処理との方針を打ち出し、日本を

13ページ

らないような配慮も必要だ。

用しかねない。特に高齢化で

クテイクを抑制する方向に作

先進国では、成長の制約にな潜在成長率が低下しつつある

整合性の精査が求められる。

金融業への規制強化はリス

金融技術

の視点から各規制の全体的な 定を図るマクロブルーデンス

分でない。システム全体の安クリスクを防げるか検証が十 融市場の連鎖的なシステミッ う影響し合うのか、そして金 化した様々な規制が相互にど

な検討を経て導入される。たに負担をかけないために様々

が大きくなったときに、複雑 だし金融市場全体のストレス

化した場合は納税者や預金者 © 日本経済新聞社 無断複製転載を禁じます。